

ら、お店というものは、私が知っているアイリストの方は、今、本当にこれで生活を考えている方は通信課程を受けております。みんな前向きです。ですから、やはり安心・安全、そういうことが一番大切ではないでしょうか。

以上です。

○倉田座長 ありがとうございました。

○秋山構成員 私も、'基本的には美容師の資格の上に成り立つ技術だと思っています。先ほど渡辺先生も言われたと思うのですけれども、医師も、医師という基本のベースの上に立って専門性が成り立っていく。まさにこの検討会というのは消費者の安全をいかに確保していくかということを、基本的な考え方を持っています。

そうしますと、お三人にお伺いしたいのですけれども、まつ毛エクステというのが美容の範疇であるという考え方をお持ちでしょうかということをまずお聞きしたい。もしそうだとすれば、美容というものを通して消費者の安全を確保するために基本となっているのが美容師法という法律がある。ならば、その法律のもとに運用されているべきではないかと私は思っているのですけれども、いわゆるまつ毛エクステというものが美容の範囲だと御理解していらっしゃるのでしょうか。その点、お三人にお伺いしたいということがまず第1点。

○倉田座長 それでは、安藤さんから順番に御意見を、あるいはお考えになっていることをお願いします。

○安藤氏 秋山構成員の今の御指摘で言いますと、これは間違いなく美容ですね。要するに我々の業界はパーツ美容と。先ほどどなたかおっしゃいましたが、いろんなサービスがここ数年出てきていますね。女性を美しくする、あるいはそのニーズもある。我々はそれを提供する。我々が今手がけているエクステンションは間違いなく美容です。法律論はちょっとわきに置いて、美容かといったら、間違いなく美容です。

○倉田座長 どうぞ、柿崎さん。

○柿崎氏 私も、美容だと思っています。この検討会があくまでも消費者の安全、そのために行われているということもすごく自覚しております。

今回、資料2のこの内容について、私、先ほど、同じですとお伝えしたのですけれども、このまつ毛エクステ技術養成カリキュラム案、これはあくまでも案ですので、私自身も個人的な考えでは、この美容の物理・化学に関しては10時間は少ないと思っています。

そういう内容も含めまして、例えば資格とか法律とかそういったところはわきに置いておいて、まつ毛エクステを安全に施術するためにどういう技術と知識が必要なのかというのをこの検討会の場で考えていただいたらしく思っています。

例えば関連法規に関してもそうですが、「美容師養成カリキュラムに同じ」とあります。が、これに関しても、実際本当に同じでいいのか。例えばまつ毛エクステンション技術に関する美容文化論などどういうものが必要なのか、どういう技術の練習が必要なのか、そういう具体的な内容をこれから議論していただければと思っています。

○切石氏 私も、まつ毛エクステンションは美容業だと思っています。ただ、そこに美容師免許をとった上でまつ毛エクステンションということになると、まつ毛エクステンションの施術をするために、カットやカラー、あとはパーマネントウェーブ、そういうことを1,000時間近くもの時間を費やして練習する必要があるのか、果たしてそれが完璧にできないとまつ毛エクステをしたら本当に危険なかどうかということをもう一度考えていただきたいと思います。

それに関しては、その時間を費やすのであれば、その時間をすべてまつ毛エクステの技術習得のためにする、知識習得のために使うというのであればわかるのですが、その辺がちょっとわからないところあります。

例えばお医者さんであると、医師法のこともちょっとよくわからないのですが、医師免許を取得して、専門の皮膚科だったり内科だったりに行かれると思うのですけれども、救急病院で、たまに行くと、おなかが痛くて内科にかかりたいけれども、皮膚科の先生が見てくれることもあります。そういうことも、やはりすべて学んでいるからその診察ができるわけであって、まつ毛エクステをするために、パーマ習ったからパーマちょっとだけ当ててみようかということは必要ないと思うのです。それをしたければそれ相当の練習時間と別のカリキュラムを受講するのも1つだと思うので、私は美容業だとは思いますが、髪の毛を切る美容師さんとまつ毛エクステの美容業というのをもう少し明確に分けて考えいただきたいと思っています。

○倉田座長 ありがとうございました。それでは、一応全員にお聞きしたいので、大井田さん。

○大井田構成員 私も、渡辺先生や福下先生のおっしゃったように、二階建て論はそのとおりだと思うのです。ただ、それを実行するときに、やはり移行期間が必要だと思います。そのときに大事なことは、業界がどう思うかですね。関連業界がそれをある程度受け入れて、実際今やっている人たちに対して何らかの教育する場所や人を提供しなければいけないと思っています。

それを全くないというわけにいかないと思います。それをやる、はっきり言って覚悟あるかといったら、ないとは言わないと思うのですけれども、それをやっていただけるのだろうかという不安があるというですね。

それからもう一つは、移行期間の5年なら5年、10年なら10年の間にどのように、今やっている人たちに、衛生問題、あるいは、解剖から、目の病気から、ある程度知識を蓄えていただかなければいけない。それを受けた受講生は忘れるかもしれない。でも、ある程度蓄えていただかなければいけない。それをどう評価するか。試験の実施も考えてやらなければいけないのでないのではないか。この検討会にこの問題が乗った以上、何らかの規制はしなければいけないのでないのではないかとは思いますね。

○安藤氏 座長、いいですか。

○倉田座長 どうぞ。

○安藤氏 今のお話に対して考え方を少しお話ししますと、今、業界ができるのですかとおっしゃいましたが、私、冒頭にお話ししたように、この検討会でいろんな仕組みとか制度をつくっていくことの方が早いのではないかと。そこに業界は従う。というのは、前々から言われているのですが、我々が個々に、あるいは業界がやったとしても、民間なのですよ。だから、そこが業界まとまりますかというよりも、むしろこの教育にしても、時間の問題、これも冒頭に申し上げました。たたき台なので、その論議は後でしてください。具体的な検討の場があるのであれば、そこで時間の問題とかカリキュラムそのものの扱い方、我々がこういった御提案している中が、ひょっとしたら時間が倍になるかもしれませんね。あるいは内容については、これを入れよう、これは抜こうよということ、そういうのがある。

我々が今日出しているのは、その意味の素案ですから、これをいかようにもんでもらっても結構だと思います。そのときに、これを我々業界が統一して勝手にやるというわけにはいかないのですよ。これを何とか皆さん、当然、厚労省が主催されていますから、この場で制度なり仕組みということであれば、我々が心配しているのは、今、協会に入られているメンバーよりも、もっと問題なのは、入ってない、潜っている方々がかなりいらっしゃる。そういう方が全部潜ったまま出てこないことよりも、これをみんなで、制度として決まって、先ほど大井田先生がおっしゃったように、少し余裕というか、そういうのがもしあれば、その間でいろんなチャンスは出てくるのかなあと思っていますから、それを総合的にやっていただければ、それぞれの関係の方々が知恵を出していただいたらもっといいものができるのではないかと私は感じます。

○倉田座長 ありがとうございました。それでは、あともう二人残っていますから、みんな意見を聞いてから。

○長見構成員 まず、公的規制をどのようにかけるかということになると思いますし、一番問題になるのは、技術の養成プログラムの話は本当はここの場の問題ではないと思うのですね。ここでは衛生的に安全にということを重視して、何を今しなければならないかというところが一番の議論すべきことですね。それが、業界の方たちは、技術的なカリキュラムのオーソライズすることとおっしゃっているように思うわけです。

ただ、それはここでやる、少なくともこの検討会がやる問題ではなくて、ここでやらなければならないのは、安全性を高めるためにこういう教育訓練だけの問題かどうかというのをもうちょっとやる必要があるよう思います。美容師免許を持っていれば、その上乗せの技術で安全なのかどうかということもありますし、何をこの目という特殊なものにタッチするに当たってしておかなければならぬかということがもうちょっと我々サイドで提案できるようにならないといけないなと思うんですね。事業者さんの御意見というのはあると思うのですが、それはどうしても技術的にという話になってしまふと思うんですね。ただ、もうちょっと環境的な問題、いろんな要素を安全性というところからアプローチしないといけないのではないかという気がしました。

○倉田座長 ありがとうございました。それでは、渡辺先生。

○渡辺構成員 先ほどお話ししたことの繰り返しになりますが、二段階というのが一番妥当な方法だと思うのですね。まつ毛エクステンションでは目のところに接着剤をつけるわけですね。それによって皮膚や目の傷害が生ずる可能性があります。まつ毛エクステンションは健康な人に行うわけですので、安全性というのが非常に問題になります。例えば髪の毛はいずれ伸びてきますので、髪の毛を短く切りすぎたという失敗をしても健康上の問題はほとんどありません。しかし、目の方は、接着剤をつけたりしますので、角膜に傷をつけたり、皮膚傷害などが起こり、ひいては失明などの重篤なトラブルを起こす可能性があります。つまり普通の美容師さんよりは技術的にはかなり難しいことですから、当然最低限の美容師さんの教育を受けて、更にその上でまつ毛エクステンションをマスターすべき問題だと思うのですね。

髪の毛を切る練習時間がもったいないといえばそれはそうかもしれませんけれども、医者でも、我々は生理、解剖とか、基礎医学の知識、実習を経た上で、更に研修医として内科とか外科など医学一般を2年間実習してから眼科とか皮膚科などの専門分野に進むわけです。まつ毛エクステンションには美容師の教育、実習が全く無駄で役に立たないということはないと思います。とにかく目を扱うというのは、美容師さん以上にかなりデリケートな仕事だと思うので、美容師の免許を持っていればそれでいいかということにはなりませんが、美容師さん以上の教育や実習は必要ではないでしょうか。そして美容師より、より厳格な規約というか、規制は必要ではないかと思っております。

○倉田座長 ありがとうございました。今、渡辺先生がおっしゃったように、昔、我々の若いときには専門医なんてなかったのですが、そのうち、全分野で専門医が出てきまして、何か起きたときには、あなたは医者ですかだけではもう通らないのです。こういう問題の領域あなたは専門医持っているかということが必ず問われて、そういう人たちがやった場合のことと、そうでない、ただ医師資格だけでやった場合、それでは全然問われるこれが違うのです、今は。20年前はそうでないですが、今は間違いなく、専門性をどこまでやってきたかということが問われる。事故が起きた場合に。そういうことが前提だということだけは認識しておいていただきなければ困るということで、まだほかに何かござりますか。

どうぞ。

○切石氏 濟みません。まず、美容学校のカリキュラムの上に二段階でつけると、二階建てにするというお話が出ていましたが、二階建てにするという意味が余りよくわからないです。全く違うことです。アイリストははさみも使いませんし、カットもしません。そのための技術をどうして二階建てにするのかということですね。今現在、そういうことが起こっているから、こういう協会にも加盟しない、先ほど安藤さんが言わされたように、潜ってしている。私は、潜っているとも思いませんけれども、そのように美容学校に行くことに疑問を抱いているアイリストさんも勿論います。枝折先生が先ほど言わされたように、通

信で通われている方もたくさん周りにもいらっしゃいます。

だけれども、やはり不必要なことを、国がお金を使って授業を受けると。美容学校を出ないと美容師免許は今とれないようになっているのですね。そういう中で、どうしてそこまでお金をそこに使わせ時間を使わせるのか。二段階ではなくて、2つ横並びでいいと思うのです。必要な、重複している授業は一緒に受けて、別々の技術は別々の出口を持っていても全くおかしくない話で、そこに二段階にする意味というのが余りよくわからないのと、美容師さんの手荒れを初めにお話しさせていただきました。三浦構成員の方からお話をあって、そういう方はいらっしゃらないでしょうということで終わってしまいましたが、私は今、代表でもなく、認定講師としてこちらの方に来て、たくさん毎月検定試験を受けて、実際にそういった方を目当たりに見ているわけです。そういう美容室に自分も行つたことがあります。美容師さんだったらどうやっているんやろうと思って施術を受けにいったこともあります。

そういう経験があるから、憶測で決して話をしているわけではなくて、実際現場ではそういうことが起こっているということをまず認識していただきたいのと、あと、衛生についても、先ほど少しお話を出ましたが、今、美容室は美容所登録をして美容師さんが髪の毛を切るということになっていまして、その中で美容師免許を持っている方がまつ毛の施術をしてもいいということで、勿論、しっかりとまつ毛のお仕事はまつ毛、髪の毛を切るのは分けられている方もいらっしゃいます。でも、現実には髪の毛を切っている横にベッドを置いて、またはシャンプー台、まつ毛エクステをその横で、美容師免許を持っているからという理由だけで施術されているところもあります。そういうところの規制はしていくべきですし、まつ毛エクステはまつ毛エクステ、髪の毛は髪の毛と分けていただきかなと、内容成分、使っている商材もそうですけれども、その横でどれだけ手を洗っても、カットしている横でドライヤーで髪の毛乾かして、細かい毛が散乱している、ヘアスプレーを真横で使っている、その横でまつ毛エクステの施術をしていいわけがないのです。

そういうところも、美容師法という中で大きいくくりではなくて、まつ毛エクステはまつ毛エクステ、勿論、同じ美容業ですけれども、そういった全く違う技術をしているということを御理解いただきたいと思います。

○倉田座長 御意見としてよくわかりますが、先ほどから医師なり看護師がどういう扱いできちっとした基礎教育を受けて、その後にどういう専門性を持たされているかと何度も大勢の方が説明したと思うのですが、汚くやっていることがいいことだと何も思いませんので、それはやっている方の大きな間違いですね。それをだからということにはならないと思います。

ということで、一応まとめといいますか、今までの議論の論点の整理をしていただきました。資料3、説明をお願いします。

○鶴内課長補佐 それでは、この検討会事務局におきまして論点の方を整理した資料3の方をお示ししておりますので、ご覧いただけますでしょうか。

まず、「検討に至った経過」といたしましては、まつ毛エクステンションについては、過去2度にわたって通知を行いまして、美容師法上に基づく美容に該当する取扱い等について解釈を行ってきたところでございます。

しかしながら、現実には美容師免許を取得せずに営業を行う者が多いこと、また、美容師が実施するといつても、単に美容師養成課程を修了しただけでは、まつ毛エクステンションについての専門教育を受けていないことから、施術を受ける者の安全性について確保できない側面があるということで、今回の検討を行うに至っております。

また、平成23年12月には、消費者委員会の方から、「まつ毛エクステンション等の施術について技術基準等を整備すること」等についての検討を行うべきことを建議されております。

まず、「消費者に対する適切な情報提供」ということでございますが、検討会におきましては、消費者が適切な情報に接し、選択を行えるようにすることが第一に優先すべき課題であるということで、まつ毛エクステンションに関しては、目や皮膚に健康被害が生ずるおそれがあること、また、同健康被害は施術の仕方のみならず、消費者の体調等にも影響を受けることなど、消費者に理解が求められることが議論されております。

また、消費者に対し、施術による健康被害のリスクがあることについて、わかりやすく情報提供を行い、消費者が適切な自己決定を行いやすくするようにということが求められました。

昨今では、消費者は、インターネットやいわゆるフリーペーパーを通じた広告等で情報を入手しております。そういったサービスや店舗の選択の意思決定を行っておりますけれども、こういった広告等を掲載するサイト運営者やフリーペーパー編集者に対してもこの検討会の検討状況が伝わることも求められるところでございます。

施術所におきましては、サービスの内容や健康被害のリスクの明示がなされるとともに、施術者の資格・経験の明示、顧客の体調の確認、また事故発生時の対応方針の説明と事故情報の開示などが求められております。

また、健康被害の事故が発生した場合には、医師による受診の勧奨は当然のことといったしまして、その後の経過について把握して、情報を蓄積することも求められました。

なお、まつ毛エクステンションに係る健康被害の事故情報につきましては、厚生労働省におきましても地方自治体の衛生部局と消費者担当部局との連携を図った上の情報収集と情報公開も必要と考えております。

次に、「安全な施術のあり方について」でございます。美容師免許を有する者と美容師免許を有していない者について分けて論点を整理しております。

まず、美容師免許を有する者についての施術でございますけれども、美容師養成課程では、衛生面全般の教育はあるものの、まつ毛エクステンションを目的とした教育には乏しいということで、美容師免許を取得しただけでは安全な施術には不十分な状況にあると、そこは結論せざるを得ないというところでございます。

平成24年度は、入学した美容師養成課程の教科書にはまつ毛エクステンションに係る記述が加えられまして、学生に安全な施術についての意識を持てるようにしたというところです。

その上で、美容師資格を取得した者がまつ毛エクステンションを安全に実施するための標準的、あるいはモデル的な教育プログラムが厚生労働省も加わった中でとりまとめられれば、消費者にとっての安全、安心は向上すると考えております。

このような教育プログラムの開発につきましては、美容師養成施設や美容師、施術を行っている者や関係の医師会等が協力して行うことにより、実践的かつ安全性の高いプログラムとすることができると同時に、関係者の間での協力関係を深めるものとしても有益と考えております。

こうした教育プログラムを美容師養成課程における選択科目に取り込んでいく、また、美容師が生涯学習の中で学べる仕組みとしていくことができれば、美容師が行う場合の安全性を向上させることができるのでないかと考えております。

次に、「美容師免許を有しない者による施術について」です。現実には美容師免許を有しない方による施術を行うところも多いところですけれども、行政機関等からの指導や取り締まりを受ける場合もあることについて多くの議論がなされました。こうした方の中には、美容師養成課程に通学または通信課程に学ぶ者もいらっしゃいますし、そうした養成課程には加わらずに、美容師免許を有しない者をも受け入れるまつ毛エクステンションの先生やスクールでの指導を受けて一定の技術を取得したとされる方も多いことがわかつてまいりました。

美容師養成課程に加わっている方につきましては、現時点では美容師免許は未取得ながら、研修中の者として、美容師免許を有する者の指導のもとで実習を行うということの位置づけは可能と整理し、円滑な資格取得を進めることができます。

なお、美容師養成課程には加わらずに、まつ毛エクステンションに係る指導のみを受けた方についての扱いが問題として残ってまいります。

消費者の安全を第一に優先して考える当検討会の立場からは、まつ毛エクステンションが目の周囲に係る施術であって、相当数の健康被害につながる危険性を考えますと、全くの無資格者が施術を行うという仕組みは不適切と考えられます。

現状では、美容師免許を取得しないで、先生やスクールで指導を受けたり、あるいは施術者の団体等で履修したことを認定する仕組みがあるとされておりますが、検討会でヒアリングを行った限りでは、それらの教育は、容姿を美しく見せるための技術としてはともかく、医学面での知識を習得しているかは確認できず、消費者の安全性を確保するためのものとしては、不十分と判断せざるを得ませんでした。

特に、各施術者の団体からは、検討の当初の時期より、医学面での医師によるアドバイス、あるいは施術者の実際の技術面でのアドバイスも医師から受けているという説明がなされましたけれども、こうしたアドバイスをしている医師からの検討会における説明を求

めてきたにもかかわらず、これらの医学面、技術面からアドバイスされておられるとする医師の方の出席と説明が得られずに今日に至っているということでございますので、これらの説明の説得力には乏しいというところでございました。

また、実際に施術を行っている方からの説明の多くにつきましては、術前の消費者への健康状態のチェック、器具等の取扱い、事故時の対応と施術者間での事故情報の共有等について、慎重かつ安全な施術を行っているとの心証を与えるしっかりしたものでありました。ただ、この検討会で説明を行っていただいた施術者に関しましては、美容師免許を有しておられる方でございました。こうした参加者の説明は、安全な施術を行っているという印象を与えるものでございましたけれども、一方、検討会には参加しておられない店舗などもあるということで、そういった店舗間での技術や安全面での格差、サービスの質の差があることも検討会の随所からうかがわれまして、衛生的な取扱いの不十分な店舗について取り締まりが行われることは、消費者保護の上では当然のことと考えられます。

なお、健康被害等の事故情報の記録と従事者間での共有についての意識が低いことが見受けられたところでございますけれども、こちらも、営業店舗でこれまで事故はなかったとの説明は、衛生問題の検討を行う立場からしますと、国民生活センターからの危害情報等も増えている中で、事実と受けとめることはできずに、むしろ事故情報の取扱いが適切にできていないと判断せざるを得ないところでございました。

美容師免許を有していない方の取扱いにつきましては、まつ毛エクステンションに限定した免許制度の創設を求めるといった意見が施術を実施する者の団体から提出されました。

現状におきましては、美容師は、美容に係る業務独占の資格として美容師法に規定されてございます。資格制度におきましても、その一部に限定した資格を設けるということも議論としてはあり得ますけれども、法律改正を必要とするものでもございますし、国民的合意が必要というところでございます。

一方で、法律としては美容師制度を設けている中で、まつ毛エクステンションに求められる教育プログラム自体が明確ではないということから、まずは、安全にまつ毛エクステンションを実施する教育プログラムを関係者の協力でまとめることが適切だと考えております。まつ毛エクステンションに限定した免許制度の創設要望の意見については、こうした教育プログラムの作成を行いつつ、美容師法における美容師免許の位置づけ（いわゆる業務独占資格についての業権の問題等）との整理を十分議論を行った上で検討していくべきものと考えております。

この検討会におきましては、多くの方々からのヒアリングを行いまして議論を行ってきたところでございますけれども、今回、論点の整理を行ったこれらのうち、消費者への安全な情報の提供のあり方と安全にまつ毛エクステンションを実施する教育プログラムの開発を優先して検討することが求められるというところでございます。

現行法制のもとでは、指導監督等が行き渡っていないことも実態としてある一方で、無資格者であって美容師免許を取得しようとする者の円滑な資格取得を促すとともに、他方

で、無資格者のうち特に衛生措置が不十分な施術者や、その店舗について重点的な指導監督が行われ、消費者の安全、安心が向上することが期待されるところでございます。

以上でございます。

○倉田座長 これは今まで議論されたことの大体の中身と考えていいと思うのですが、これをもとに具体的にどうするかということはいろいろ具体案が出てこなければいけないことだと思います。これにつきまして、今の論点整理の上で、事務局は方向性として何を考えていますか。

○堀江課長 今日、御指示に基づいて論点の整理（案）というのを整理させていただきましたけれども、1つは、美容師というだけでは安全というものではないでしょうというのはかなりコンセンサスに合ったものだと思っていまして、そうした方々に受けていただきたいモデル的な教育プログラムというようなものがあつて初めて、そこは美容師免許と併せて行っていただくことで安全性が確保しやすくなるのではないかということがあるだろうと思います。

その部分、既に前回も東京の方から発表がございましたけれども、医師であつたり、あるいはまつ毛エクステンションを実際に実施している方とともに加わっていただきながらつくっていくことで、1つは、そういった美容師の方が実施する場合の安全な教育プログラムができてしまふし、それから、実際どんなことが安全性として求められるのかということが関係者の間で共有がもっと進むのではないかということが、少し遠いゴールのようですが、協力関係できてきた方がいいのではないかということがございます。

それから、現実にやっていらっしゃる方の中で、先ほど説明してもらった中に大体尽くされているといえば尽くされているのですけれども、今、美容学校にも通いながら、美容師免許、2,000時間の努力をされている方について、それは通常の美容室でも、実習中の方に美容師の方がつきっきりで美容を教えながらやるというようなこともあるわけで、こうしたことの一つの整理の仕方として、実習という整理は可能なのではないだろうかというのが1つ。そこは、もしそのようにしていくとすれば、解釈を明確にしていくことが必要だと思います。

そしてあと、美容師免許を持ってない人の部分というのは残るわけでございまして、そこは、基本はやはり質の格差という話があるということを考えると、無資格のままではいけないのだろうと。今日も、柿崎さん、切石さん来られていて、お二人ともたしか教育の方で、切石さんはちょっと存じないのですけれども、柿崎さんはたしかこの間、指導の方であつて、実践している人ではないとお聞きしたと思うのですけれども、しっかりした話ではあるとは思うのですけれども、そこはやはりもう一步、医学面での安全性というところに重点を置いた中にきちんと入っていただくことが必要なのだろうと思っています。そこに特別の免許をつくるかどうかというのは、さっき申し上げた美容師の方々が、教育プログラムという中で教育関係をつくりながら、このくらいだったらばやはり美容師免許きちんと通つていかなければいけない、いや、そうでもないという辺りの議論というのは

もう少し理解が進むのではないかという気がしていますということが、私のこの検討会の中で考えてきたことの整理でございます。

○倉田座長 ありがとうございました。この委員会は、今言われた法的なものを決める権限も、そういうことに関する何かをする立場ではありません。そもそも論からいえば、こういう眼科領域で問題になるようなことは非常に起きているということで検討せよということで来たもので、その問題点はかなりほじくられたと思うのですね。あとはそれをどういう、法制化の中に突っ込むか突っ込まないかというのはまた別の次元でやってもらうことであって、ここではその問題を明らかにして、大分議論の中で問題点が、論点整理で言わされたことと、今、課長が言わされたことの中で全部入っていると思います。

この後、この会議を続行する意味があるかないかというはあるのですが、問題は全部出たと思いますが、何かありますかね。私はもういいのではないかという観点ですが、いかがでしょう。

○堀江課長 ただ、論点の整理をして大分時間が押してきてまして、座長の方も、今日は定刻に終わると宣言されているわけですけれども、せっかくですので、何かコメントあればお聞きして。

○倉田座長 今、法律としてここで何かを決めるということではないということははつきりしていますが、今までこういうことを検討せよということで上からおりてきて、この会議で検討してきたわけですね。まだ何かやらなければいかんぞという意見があつたら是非お聞きしたいのですが。

○福下臨時構成員 論点を整理していただきまして、ありがとうございます。私の頭の整理もでききました。まず、なぜ今までされていたのに医師が関与していなかつたかということ。私自身も非常にこれに関与することの危険性というのを感じるのですね。それは、まずそのためにはやはり医療的な面からこれをきっちりと、これだけ広がっているまつ毛エクステをより安全に消費者に提供するためには、やはり医学的ないろいろな教育が施術者に必要だと思いますし、また、それを見る消費者に対してもいろんな啓発が必要だと思います。

それのもとになるのが、公表された、公にされた教育プログラムといいますか、またはガイドラインとかそういうものがやはり今後必要になってくるのではないかなど思います。ただ、それがこの検討会でするべきものかどうかはまた別の問題ですけれども、そこを、私たち構成員といいますか、検討会は念頭に置いてしていかなければ、何のためにこの検討会に来てやっているのかなと思いますので、もう少し先へ進めた形で検討会が進むことを行政の方にお願いしたいなと思います。

○倉田座長 課長、事務局はどのように。

どうぞ。

○柿崎氏 1つだけ済みません。この整理のところですけれども、資格取得試験のところも今後少し検討していただけたらと思います。美容師の免許に合格した人が安全にまつ毛

エクステができるかできないかという判断はできないということだと思うのですけれども、ではどういう人が、どういう技術を持っている人が安全な施術ができるのか、それが公な明確な判断ができるようにするというのは必要だと思います。

○倉田座長 おっしゃるとおりで、先ほど何人かの医師の方々がおっしゃっているとおりに、医師というのは最低の基準ですね。6年間の。その上に研修が2年間あって、8年間が絶対求められる最低の医学に関する基礎知識を学ぶところなのですね。臨床も入ってきますけれども。その後に、いろいろな分野の専門医をとるために今、40か50くらい分野分かれているはずですが、そのことを専門に勉強するわけですね。

そういうことを言っているわけで、ですから、もし今言われたことを翻訳すれば、美容師になった後に更に、今言われた、こういうことが要求されると、まつ毛エクステンションをやるのだったらこういうことが必要ですよと。今言った医学の分野でいろいろな分野で全部それが要求されるわけですね。実技も試験も全部あります。研修期間も。ですから、こういう資格が必要だということはここでやることではないですが、そういうことが必要だということをきちっと提言の中に入れればいいと、そういうことですね。

課長、ちょっと今後のことですが、どのように事務局としてはお考えですか。

○堀江課長 一旦、この論点の整理というのをおまとめいただければ、例えば今の教育プログラムという書き方をして、それが試験が入っているか入っていないか、余りそこまで詰めた話に考えていましたので、どのように進めていくのかという辺り、また次回でも提示させていただくような形で、提示というのは、議論の素材を提供させていただきたいと思います。

○倉田座長 先ほど言いました専門性、医学の専門性、全部厳しい試験ありますから、求めたっていいのではないですか。そして、きちんと技術いろんなことが、それから基礎知識も衛生関係のこともよく勉強した人しかそれはできないのだよということにすることは、地位を高めることにもなるし、非常にいいことだと思うのですね。

ということでよろしいですか。

○枝折臨時構成員 私は、何回でも言うのですけれども、43年の美容歴です。そして、まつ毛エクステをやったのも10年です。それには、私は、カットなりアップなりすべてができたから、今、デザインをつくっておられます。しかも、業界でもナンバーワンの雑誌の方から推薦されて、カットもそうです。すべて。だから、私たち、美しくするためにやはりいろんなものを勉強するべきです。それが、窓口が広くなつて、消費者の人たちも安全・安心、デザイン、それが売れるのではないかですか。

○倉田座長 ありがとうございました。

○三浦臨時構成員 今日で終わりですか。

○堀江課長 終わりません。

○長見構成員 この検討会というのは分野がすごく広いので、この問題だけずっとやっているわけにはいかないし、これはすごく大変なことだと思うのですね。やる分量として。

ですから、次回もう一回ぐらいで方向づけをこの検討会でして、それはもっと具体的にすることは別途につくっていかないとだめだと思います。

○倉田座長 ありがとうございました。

○堀江課長 要するに、次回でという話もありましたけれども、細かな部分といいますか、具体的な部分、どこかで考えてもらって、またこっちに戻すとかそういうことはあっていいのだと思っていますので、引き続きよろしくお願ひします。

○倉田座長 それでは、結論的なことと言つては何ですが、そこまでやる権限はここにはないのですが、一応まとめとしたものを、論点、御意見いただくものがあつたら、事務局、全部ください。その上で、方向性に関して、教育プログラムとするか何にするかわかりませんが、専門的なことをもっとちゃんと美容師の資格の上にやるべきだと、今みんなの方が言わわれていますが、そのようなことを整理したものを、短時間でいいですね。そういう機会をもう一回持つと。よろしいですか。

○堀江課長 頭の整理だけさせていただきたいのですが、このペーパーは、今日はこれで一応まとめたことになるのでいいですか。

○倉田座長 それは結構です。

○堀江課長 わかりました。

○倉田座長 では、いいですね。

それでは、長い間御苦労さまでした。ありがとうございました。今日はこれで終わりにします。方向性に関することに関しては、また事務局としてはいろんなところに投げなければいけない立場にありますから、その上でまたやることにいたします。

ありがとうございました。

(まつ毛エクステンション関係者退席)

○倉田座長 それでは続きまして、建築物衛生法に基づく資格について議論したいと思います。事務局から、出席者の紹介をお願いします。

○齊藤課長補佐 御紹介いたします。本日は、意見聴取といたしまして、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会専務理事の興膳慶三様に御出席いただいております。

以上でございます。

○倉田座長 それでは、事務局から資料4についての説明をお願いします。

○奥野課長補佐 お手元の資料4でございます。最初に表紙がございまして、1、2、3、4とございますが、2以下は、前回、以前に提出させていただいたものでございます。

めくつていただきまして1ページ目に、本日付の生活衛生課の「通知の改正案」というものがございます。

これまで御検討いただいた中で、総務省の方から従事者研修について頻度ですとかあり方について検討することとされておりまして、ビルメンテナンス業界できちつとした仕事を行っていただくため、あるいは労働災害を防止したり、パートタイム労働者の割合が多いことなどを踏まえ、適切に毎年、新人もベテランも検証を行っていくという御議論をい

ただいておりました。

また、ビルメンテナンス業界では毎年毎年新たな事象が発生して、それに対する対応も必要とされてきております。そういった中で、この通知の改正案ということでお示ししております。

下の※印にございますように、下線部が改正部分ということで、中に出てくる別添というものは2ページ目以降にございます。

「通知の改正案」でございますが、「従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が一年に一回以上研修を受ける体制を実施事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。」これは現行の通知で既にあるところでございます。

追加でございますが、「さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとすることが望ましい。」この部分を追加しております。「また、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。なお、各研修実施者が従事者研修を計画するに当たっては、別添に示すモデルカリキュラムを参考とされたい。」としております。これは、建築物清掃作業以外にも、ダクト清掃作業ですとか防除作業ですとかございますので、それぞれ作業ごとにビルメンテナンス協会様に作成していただいております。

以上でございます。

○倉田座長 ありがとうございました。

続きまして、興膳さんの方から資料4につきまして説明をお願いします。

○興膳氏 それでは、説明させていただきます。

2ページのところは清掃作業についての従事者研修のカリキュラムでございます。それ以降は登録業で作業従事者研修をしなくてはいけないとされているものについて、それぞれ、ほぼ共通の考え方でカリキュラムをつくらせていただいております。最初の2ページのところをごらんになっていただきたいのですが、1年目のカリキュラムは、基本的には最初にこの業務に従事する人たちを相手にして、基本的な技術上の知識、それから行政の知識といいますか、法的な知識、それから安全、衛生、この辺りの問題を中心にしてカリキュラムを組むということ。

2年目以降、つまり、2年目にまだ働いている方で、1年目のカリキュラムを既に受けている方々については、繰り返し繰り返しやはりやる必要のある部分と新しく出てくる問題点を学ぶということと一応考え方としては分けまして、上の、例えば2年目以降のカリキュラムのところでは、機械器具の1番目、資材の使用方法、床材別であるとか場所別であるとか、少し応用的な話がここに入ってきております。

それから、安全と衛生ということについては、これは本当に繰り返しやっていかなくてはいけない問題としてカリキュラムの必須科目として入れさせていただいております。

こういった基本的なもの以外に、当然ながら、題目は同じ題目、建築物の環境衛生行政

ということになっているのですが、これを全体として8時間ぐらいの中に全部やり終えませんので、2年目に回す部分もあっていいのかなということと、最後に書いてあります「最新技術の動向」という、最近新たに起こっている、特に最近は感染症の問題が非常にクローズアップされたりしておりますので、そういった清掃と衛生というのは非常につながりの深い問題がありますので、そういった視点から新しい問題を皆さんに教えるということ。勿論、ビルの利用者が安全であるということは第一なのですが、そのためには従事者も安全に働くという環境をつくることも大事なことなので、そういったところの教育をしっかりさせていきたいと考えております。

そのような考え方で、3ページ以降に、それぞれの登録業種につきまして、同じような考え方でカリキュラムの作成をいたしておりますので、特に中身は詳しくは述べないとして、同じような考え方でそれぞれの業種についてもつくってございますので御参照いただきたいと思います。

以上です。

○倉田座長 ありがとうございました。

ちょっと質問しますが、この講習はメンテナンスにかかる人だけですか。ビルで、利用して、そこで仕事されている方が大勢いるわけでしょう。従業員というか、そのビルを使って仕事している人、メンテナンス側でなくて、そういう人たちに対する講習はないですか。ビルを使っている側の人。

○興膳氏 使っている側の人たち、例えば働いている人というのは、ビルの管理者といいますか、オーナーさん、私たちに仕事を発注している側の人たちがいらっしゃいますね。

○倉田座長 ビルをメンテナンスする人でない人がいますね。利用している人。そういう人たちに関してはこういう講習はやらないのですか。

○興膳氏 ないですね。

○倉田座長 これは絶対やるべきですね。というのは、使っている人たちがいいかげんにやると、幾らメンテナンスちゃんとやってもだめなのですよ。

○興膳氏 確かにそう思います。

○倉田座長 これをやると変わってきますよ。意識が。いろいろ気がつくではないですか。そうすると、よりビルがきれいに。

○堀江課長 それはいいのですけれども、今、議論しているのは、建築物衛生法の中の話なので。

○倉田座長 どうぞ。

○大井田構成員 一応技術者というのがいて、技術者はオーナーさんに対して、憲法上問題あることに対して意見を言うことができるという法律になっているから、それで、ないということで。

○倉田座長 わかりました。今、説明されたことにつきまして何か御意見ございますか。私が一人でしゃべってしまうと、いっぱいあるけれども、しゃべらないでおきますけれど

も。

○秋山構成員 従事者の研修のカリキュラムはわかったのですけれども、この仕事は受託するわけですね。そうすると、受託する責任者という方も当然いらっしゃいますね。その受託責任者に対する研修というのではないのですか。

○興膳氏 勿論あります。その方々はまさに資格者として、法定の講習を受けて資格をとるというような責任者、監督者がいらっしゃいます。

○秋山構成員 その監督者に対しても繰り返しの研修を義務づけているのですか。

○興膳氏 それはないです。一回資格をとればという。6年で再講習します。

○秋山構成員 わかりました。

○倉田座長 ほかにいかがでしょう。

今言われた、オーダーした側の人、それは確かに全部やらされるのです。国も全部やらされました。あのときはたしか、永久になんて言ったけれども、永久ではないのね。

○興膳氏 違います。

○倉田座長 私、こういうのをずっとやっていたからよくわかりますが、非常にいいカリキュラムで、これ、なくていいと言ったらちょっとおかしいね。これをきちんとやればやるほどビルは安全に、かつ、きれいに、清潔に保たれるわけで、こういうことをちゃんとやらないと、建物自体、木造はなかなか危ないところがありますけれども、ヨーロッパの古いビルが今もってきちんと残っているというのは全部これをちゃんとやっているところだけ、やってないところは全部崩壊していますね。だから、こういうものをきちんとやるために哲学というのをきちんと持ってやるべきで、それは非常に大事だと思いますが、何かほかに。

これはどうすればいいのですか。あと別に問題ないと思いますが。そもそも論は、そんなことやる必要ないというのが国会からの意見ですか。行政改革の。

○堀江課長 総務省からの勧告で、講習の実施頻度とあり方について検討が必要というものが資料の8ページに出ているところでございまして、実施頻度については何回か前に、やはり1年に1遍必要でしょうという話があって、それから、研修内容については、むしろ受けただく内容というのをもう少し明確化した方が、せっかく義務づけしているならば意味があるだろうということで、これは押しつけるわけではなくて、モデル的なプログラムとして今日準備いただいたものでございまして、そういう意味では、合意が得られれば通知を改正して、モデル的なものとして、ビルメンテナンス業者さんの方の参考にするというふうになるのだと思います。

○倉田座長 ずっとさっきからこのリスト、研修内容の項目を見ていたのですが、これは非常にいいですね。かつてやらされましたけれども、これは非常にいいですよ。なぜかというと、私の研究所はこういうことの一つひとつで、裁判、16年間闘いましたから。16年1か月、最初から終わりまでいたのは私しかいないのですが、全部ここに出てくると、裁判で提訴されて、一個一個全部答えて、そのおかげでよくなった部分ありますけれどもね。

そういうことで、これは非常にいい内容ですね。私はそう思ってこれを読んだのですが。

あとは、事務局、これはどうすればいいのですか。これをまとめていくということでいいですね。何か異論があつたらお聞きして、なければこれで終わりでいいですか。何かござりますか。

それでは、事務局にも何もないようですので、委員も何もありません。これにつきましては、今後の手続の仕方に沿って対応してもらえばいいですね。行政の側で。

では、よろしくお願ひします。

大分長い時間でしたが、今日はこれにて散会ということにいたします。ありがとうございました。